

障害者任免状況の公表について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 40 条第 2 項及び同施行規則第 4 条の 16 の規定に基づき、令和 6 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況について公表いたします。

なお、障害の種別や程度の区分ごとの人数などについては、対象となる職員の人数が少なく、特定の者が障害者であること及びその障害の程度などが推認される恐れがあることから、公表を差し控えます。

■ 令和 6 年 6 月 1 日現在

①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	(参考) 法定雇用率
678.0 人	16.5 人	2.43%	1.5 人不足	2.80%